

令和6年度 横浜市東部地域療育センター 事業計画書

【施設目標】

1 職員の意欲と成長を支える組織作り（人材育成計画と心身の健康増進）

- ・人材確保による組織運営の安定と経験に応じた階層別研修を計画、実施する。
- ・デジタル時代に対応した人材育成、効率化と情報管理に配慮した環境整備を行う。
- ・健康相談、ストレスチェック、面談の実施など職員の心身の健康増進に取り組む。
- ・各種ハラスメント防止に関する研修を充実する。

2 経営基盤の強化（増収策や経費削減策の検討と財源の確保）

- ・中期計画等に照らし、診療所や通園の事業について運営状況（利用料金収入や診療報酬、職員体制）を確認、分析し、都度必要な改善と効率化（診療枠、通園枠、人材、稼働率向上等の見直し）を図る。
- ・委託契約及び備品購入、修繕等の経費削減の取組を継続し、優先順位を付して予算執行状況に応じた計画的な運用を図る。

3 一次支援の拡充および利用者増に対する取組

- ・ひろば事業を着実に実施し、心理相談を含めた初診前後の支援を丁寧に行うことで利用者の不安感の軽減や、その後の迅速な対応を可能とする。
- ・児童精神科医師を確保し、3外来診療を継続して実施する。また、補装具外来、訓練科枠増設も継続し、外来診療サービスの拡充を図る。
- ・電子カルテの導入を念頭に業務や事業上の運用等について見直しを行う。
- ・通園課では併行通園クラスを増設し利用定員の増加を行う。(9名増) また、引き続き併行通園先などへの訪問を行う。
- ・診療外来児の地域支援としては専門職（心理、PT、OT、ST）による保育所等訪問支援を強化する。
- ・早期療育科では、現行の4ヶ月クール制を継続しつつ対象年齢を拡大し、さらに卒会後のフォローを実施する。

4 新たな児童発達支援事業所の開設

- ・鶴見区、神奈川区における集団療育への希望者の著しい増加に対して、所管区域内2館目の新規事業所を開設し、運営にあたる。

5 地域における公益的な取り組み

- ・職員の専門的なノウハウを積極的に地域に還元し、学校、幼稚園、保育所、児童発達支援事業所との連携強化を図るべく、講座のオンライン実施や多職種で構成するチーム単位での出張サポートを拡大する。
- ・家族や学生等地域向けに幅広く福祉に関する情報を提供するよう努める。
- ・地域の中で利用者が安心して過ごせるように、教育・医療・福祉機関との連携を含めたライフステージに応じた相談支援を行う。
- ・併行通園先への巡回訪問は、事前の情報交換を充実し、効率的に実施する。
- ・保育所等訪問支援事業を継続し、個々の利用者ニーズと地域状況に沿った効果的な療育サービスを構築する。
- ・事業所自己評価の公表等により、利用者の安全・安心・信頼を築くための取り組みを行う。

【事業計画】

1. 診療部門

発達の遅れや障害が疑われる子どもを対象に診断、治療、検査、機能訓練等を行い、成長発達に伴う変化に対応した生活を送るための基盤づくりや支援を行う。

(1) 診療科目

児童精神科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、補装具外来、摂食外来

・初診 850～900 人、再診 4,000～4,500 人

(2) 個別療育・訓練・早期療育科

医師による診断、治療、補装具の相談、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による機能評価・訓練、心理士による発達検査、心理療法、評価、家族支援プログラムを行う。

早期療育科では知的発達の遅れや偏りがある 2～5 歳児を対象に、家族の育児や暮らしへの支援等を実施する。

多くの利用者に利用してもらえるよう、4 か月のクール制を継続する。さらに、5 歳児であっても希望があれば早期グループへのご案内を実施する。

令和 6 年度は、過去に 4 か月グループを利用した方の中で、希望者には卒会児グループとして親子で通うフォローグループを開催し、相談支援の場を提供する。年間で、新規クラスに 216 名、卒会児クラスに約 100 名ほどの受け入れを行う。

2. 通園部門

障害に配慮しながら、健康的な身体、基本的な生活習慣、豊かな人間関係の育成のために、個別療育目標を作成し、一人ひとりの子どもに応じた専門的な療育支援を行う。

児童発達支援センター

(1) 令和 6 年度 利用児童数（予定数）

施設種別	利用児童数	定員
児童発達支援センター（知的障害児・肢体不自由児）	96	60

(2) クラス編成

① 障害種別と年齢および療育経過を考慮し、クラス編成を行う。

② 概ね 3～4 歳児は親子通園、4～5 歳児を単独通園とする。ただし、療育年数や子どもの状態により親子登園とする場合がある。

・親子通園（療育経験が初めての 3、4 歳児）

・単独通園（親子通園からの移行または、早期などから移行した 4、5 歳児）

(3) 年間行事・保護者プログラム

行事ー入園式、卒園式、運動会、参観週間、その他季節行事

保護者プログラムー勉強会、懇談会、個人面談、試食会

その他ープール、避難訓練（地震、火災、津波 等）

親子参加プログラム（家庭や地域に般化するためのプログラム）

(4) 併行通園先等の訪問

職員による併行通園先への訪問を行い、情報の共有と連携強化を行う。年間 40 日程度実施予定。

(5) 通所バスの増便

通所バスの利用希望の増加に伴い、鶴見方面に増便を行う。鶴見方面 2 便、神奈川方面 1 便の計 3 便で送迎を行う。

3. 児童発達支援事業所「わかば」

(1) 対象と利用児童数

概ね3歳児（一部4歳）を対象とする親子療育を行う。
48名を契約予定。（1クラス6名×8）

(2) 年間予定・保護者プログラム

1教室につき週4日療育支援を提供し、週1日を巡回設定日とする。
週1回の通所頻度で1年契約。1回3時間の親子療育プログラムを行う。
保護者勉強会、懇談会、個別面談などの保護者プログラムの提供を行う。

(3) 併行通園先等の訪問

職員による併行通園先への訪問を行い、情報の共有と連携強化を行う。年間40日程度実施予定。

4. 地域支援部門

診療部門のスタッフと連携し、発達診断・検査・心理評価・個別相談をもとに、ライフステージに沿った支援を行う。

(1) 相談：発達の遅れや障害のある児童の療育などの相談を電話、面接により実施。

（新規申込み900～1000件、延べ相談件数9,000件）

(2) 巡回相談：保護者や保育所・幼稚園等からの依頼を受け、発達の遅れや障害のある児童等の支援、職員への助言及び療育技術の指導を実施。効率化に向けて半日での訪問に切り替えた。（年間250回、延べ相談件数2,000件）

(3) 各区療育相談：各区福祉保健センターに出向き、子どもと家族の支援を行う。

（対応件数～2区で延べ利用人数約80件）

(4) 地域支援：訓練会の支援を行う他、学童保育等の関係機関や幼稚園、保育所向け研修の充実を図る。要支援児が多数在籍する園に対してチームでの訪問支援を継続する。

(5) 家族支援：療育センター利用者の家族に対して勉強会、講座、相談等を行う。

(6) 学校支援：エリア内の学校（35校、延べ70回）へのコンサルテーション、特別支援教育コーディネーター連絡会や特別支援教育研究会への支援を行う。

(7) その他相談事業、他機関との連携：各会議、ケース連絡などを通して、区役所、学校、幼稚園、保育所、地域活動ホーム、社会福祉協議会、児童相談所、教育委員会等との連携を図る。

(8) 児童発達支援事業「パレット」：知的発達の遅れのない発達障害のある5歳児並びに保護者を対象とする。定員の日々2クラスで12人、週60人に対し、それぞれ月2回～週1回のグループ療育を行うとともに、就園先を訪問し、情報交換・助言・指導等を行う。

(9) 保育所等訪問支援事業：保育所等を利用中の障害児等が集団生活に適応できるよう専門的・個別的なアウトリーチ支援を継続する。（従来の巡回相談と併せながら実施する。）

(10) 障害児相談支援事業：当センター児童発達支援及び保育所等訪問支援を利用する児に障害児支援利用計画を作成する。上記支援の利用者約220人を予定。

(11) 特定相談支援事業：療育センター児童発達支援及び保育所等訪問支援の利用者に対して、障害者総合支援法に掲げるサービスの利用計画を作成する。

(12) 相談機能の強化：鶴見区内に創設した相談ルームいろはを活用し、面接等の相談機能をより強化するとともにひろば事業や講座による育児支援をより充実させる。また、神奈川区のケアプラザや東部センター本体を利用した出張ひろばの運営を継続する。運動障害児に対するひろばも企画していく。

5. その他の事業

初診待機解消モデル事業『学齢児への初診体制の整備による対策』、地域ニーズ対応事業『外国にルーツを持つ子供たちの保護者支援のための通訳者利用事業』とを実施する。

- ・集団療育への希望者の増加やニーズの多様化に対し、受け入れ規模の拡充等について具体的な検討をプロジェクトにて実施する。

6. 管理部門

- ・センターの事業運営、施設管理、施設利用収入(施設給付費、施設医療費)等の事務
- ・運営管理(事業計画、事業概要、届出作成、人事労務・経理・給食・備品・非常食)
- ・委託契約の締結と協議。(給食提供、通園バス運行および管理、庁舎管理及び清掃)等
- ・監査への対応(実態調査・外部監査)
- ・運営協議会の開催(年2回)
- ・苦情解決の受付と対応
- ・市との連絡調整及び関連資料作成
- ・事故対応と報告
- ・情報公開(自己情報開示)への対応
- ・総合防災訓練の実施(年2回)及び非常時(感染症予防対策)への対応
- ・健康診断、ストレスチェックの実施
- ・会議、委員会、研修などの調整
- ・東部療育ビル5施設の連絡調整
- ・デジタル化への移行(就業管理、請求事務、オンライン認証等)
- ・児童発達支援事業所開設に伴う事務・管理

7. 職員体制

所長(医師)、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、臨床検査技師、ソーシャルワーカー、社会福祉士、精神保健福祉士、児童指導員、保育士、管理栄養士、事務等の常勤・非常勤(医師含む) 約125人

8. 社会貢献(地域における公益的な取組)

- ・実習生の受け入れ
- ・施設見学の受け入れ
- ・鶴見区・神奈川区において幼保職員向けの障害の理解講座(要配慮児研修)を開催